

## コミュニティバス中島・豊英線の欠便について

企画政策部

### 1 概要

コミュニティバス中島・豊英線について、3月3日（日）の上り始発便（7：20分粟倉発）及び下り始発便（7：50分鈴木病院前発）において、欠便が生じたことに伴い、運行事業者（丸増商事株式会社）へ聞き取り調査を行った結果及び今後の対応等について報告する。

### 2 調査の概要

平成31年3月12日（火）、14日（木）の2日間にわたり、運行事業者の代表（運行管理者を兼務）、当該路線及びコミュニティバス人見・大和田・神門線の運転手に対し、欠便が生じた原因、乗務予定等も含めた運行体制、運行管理者の乗務前点呼の状況、利用者からの問合せの対応等について聞き取り調査を行った。

### 3 調査の結果

#### (1) 欠便に繋がった原因

- ア 複数の乗務予定表があったこと、また、運転手変更時の手続が明確化されていないことにより、運転手が出勤日を勘違いしたこと。
- イ 運行管理者が3月3日の点呼を失念し、点呼現場に現れなかったこと。
- ウ 乗務前点呼が適正に行われなかった場合の取扱いが未定であり、3月3日当日は点呼が行われなかったが、特に報告することなく始業したこと。
- エ 運行事業者の営業時間内においてのみ、利用者からの問合せに対応できる態勢であったこと。

#### (2) 原因の評価

上記欠便の原因については、バスの運行に当たり、運行管理者が行うべき業務を著しく怠るものであり、また、市との業務委託契約における仕様を逸脱するものである。

### 4 今後の対応

- (1) 運行事業者に対しては、契約期間である3月31日（日）までの間、乗務前点呼の強化や乗務後点呼時に次の乗務予定を確認する等、運行管理業務を適切に行い、再発防止に取り組むよう指示するとともに、立入調査を行うなど、取組が徹底されているか随時監視していく。
- (2) 昨年9月の不適切運行から半年が経過しない中、このような事案が発生したこと、聞き取り調査を行った結果、運行事業者の管理体制が不十分であったこと、さらには、今後の運行上の安全管理の観点等を考慮し、次年度以降の業務委託契約については、乗合バスの運行に精通する「一般乗合旅客自動車運送事業」（緑ナンバー）の許可を受けている事業者へ委託する。

### 5 運行事業者に対する処分

契約不履行に対する運行事業者の処分及び損害賠償については、昨年9月の不適切運行と併せ、引き続き協議していく。